

【令和 7 年第 2 回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和 7 年 6 月 1 9 日 総務委員長 春 孝明

- 「議案第 9 4 号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第 1 1 2 号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも特別職非常勤職員の報酬に関する内容であるため、2 件を一括して審査
《主な質疑・答弁等》

*** 川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び川崎市いじめ総合調査委員会の構成員の報酬に対して時間額による支給を可能とする理由について**

地方自治法において特別職非常勤職員に支給する報酬は原則日額とされており、いじめ問題専門・調査委員会等の委員も原則日額報酬としているが、本委員会は、いじめの問題を調査する特殊性を有しており、関係者へのヒアリングや報告書の作成などの作業性が強いものについては、日本弁護士連合会（以下、日弁連。）のガイドラインにおいて時間額が適当とされ、神奈川県弁護士会からも同様に時間額による対応を依頼されている。また、横浜市や相模原市において時間額を導入している実績があるため、本市においても時間額による支給を導入するものである。

*** 他の附属機関の状況に関する調査の実施について**

本年 4 月に他の附属機関の状況を調査したが、同程度の作業性を有する実態は確認されなかったため、時間額はいじめ問題専門・調査委員会等に限定した取扱いとするものである。

*** 報酬の日額と時間額の支給対象について**

通常の会議の開催の際は従来どおり日額で報酬を支給し、ヒアリングや報告書の作成に対しては時間額で報酬を支給する。

*** 委員会の構成員及び時間額の金額の妥当性について**

当該委員会は、医師、弁護士、学識経験者で構成されている。金額については、日弁連のガイドラインでは一般的な有料の弁護士相談は 3 0 分 5, 0 0 0 円とされており、県弁護士会からも 1 時間 1 万円程度が適当であるとの見解を得ている。また、横浜市や相模原市においても時間額 1 万円とされていることから、本市の金額も適切と認識している。

*** 時間額の報酬の支給に伴う実績報告書等による業務従事時間の確認について**

業務開始時及び終了時に委員から連絡のメールを送付いただくほか、提出された実績報告書等を基に、担当職員、次席職員とともに、最終的には管理職職員が業務従事時間の把握と適正性について確認を行うこととしている。

*** 時間額の報酬の導入による影響について**

日額報酬は 1 万 9, 0 0 0 円であるが、昨年度の実績では報告書の作成等で 5 5 日間従事しており、1 日あたり概ね 2 時間の作業時間であった。本条例の

改正により、今後は時間額 1 万円の支給となるが、昨年度と同程度の 1 日あたり概ね 2 時間の従事時間である場合、支給額は大きく変わらないものと認識している。

*** 開票立会人の報酬額における交通費の考え方について**

開票立会人の報酬額には、交通費等の諸経費が含まれている。

*** 投票立会人の報酬額の増額に関する考え方について**

投票立会人の報酬については、投票所の投票管理者と投票立会人との額の比率を維持することが適当と判断し、投票所の投票管理者の額を基準にその額を算出したところである。

*** 報酬の加算額の改定を期日前投票所の投票管理者及び投票立会人に限定した理由について**

期日前投票所については、公職選挙法において 2 時間の範囲内で開所時間の繰り上げ及び閉所時間の繰り下げが可能とされている。このことにあわせて執行経費基準法において、公職選挙法で定められた開所時間である 1 1 時間 3 0 分を超える時間については、費用弁償額の加算額が定められており、本市においても当該規定を設けている。一方、開票所については、執行経費基準法において同様の加算額は定められていないため、本市においても同様の取扱いとしている。

《意見》

*** 開票所の立地によって交通費等の状況が異なるため、開票立会人への報酬の内容等については、従事の事前に周知するなど丁寧に対応してほしい。**

*** 今回、市独自での増額を行っていない開票管理者等の報酬については、今後、なり手不足等により報酬額を増額する必要があることが想定され、そうした状況が生じた際には適宜対応を検討してほしい。**

《議案第 94 号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第 112 号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 95 号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 部分休業の取得により給与が無給となる場合の手当について**

部分休業の際は無給となるため給与は減額となるが、地方公務員等共済組合法に基づく育児時短勤務手当制度が職員共済組合による給付金制度として設けられており、対象が 2 歳に満たない子を養育する場合には、原則、支給対象月数に支払われた減額後の給与の最大 10 パーセントに相当する額が支給される。

*** 部分休業の取得により給与が減額となった場合の育児時短勤務手当の支給額について**

育児時短勤務手当は、減額後の給与から 10 パーセントに相当する額が上限

として支給される。例えば３０万円の給与が２９万円に減額となった場合、２万９，０００円が手当額の上限となり、減額前の給与を超えて支給されないことと規定されているため、減額前の給与額が３０万円であれば、これを超えない額で支給されることとなる。

*** 第２号部分休業を新たに制度化した理由について**

地方公務員育児休業法の改正に伴い設けられた第２号部分休業について、必要な事項を定めるため条例を改正するものであり、第１号部分休業は１日２時間の範囲内で保育園への送迎等で通年取得するものであることに対して、第２号部分休業は育児の関係でスポット的に休めるように時間単位での取得を可能とするものである。

*** 第１号部分休業から第２号部分休業へ変更ができる場合として規定されている「特別な事情」について**

養育する上で変更しなければならない事情が認められた場合であり、配偶者等の疾病、入院や別居などが該当する。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第９６号 川崎市職員退職年金条例等を廃止する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第９７号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 廃止となった令和７年度地方税改正における特例措置の適用事例の有無について**

廃止となった特例が適用された事例はなかった。

*** 本条例改正による市への影響について**

特例の廃止については市に適用がなく、影響は生じない。また、本条例改正は条例で引用している地方税法の規定の項番号の変更を反映する形式的な改正であるため、本市納税者への影響も生じない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１００号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について」

《審査結果》

全会一致承認

○「議案第１０３号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《主な質疑・答弁等》

*** 委員の任期が他の委員と異なる理由について**

委員は商工会議所から推薦を受けており、第21期委員について平成27年3月に議会の同意を得て4月1日からの委嘱を予定していたが、一身上の都合により辞退者が生じたため、その後、平成27年6月に議会の同意を得て、後任の委員が就任することとなった。そのため、任期が異なる委員が存在している。

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第110号 令和7年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 公設民営障害者施設運営費における柿生学園の指定管理予定者への引継ぎ経費に関する内容について

引継ぎ経費は主に人件費を対象としている。障害者の入所施設との特性から引継ぎを手厚くして施設職員及び入所者等との信頼関係の構築が重要であることから、引継期間において、全従業員の半数程度の34人を指定管理予定者が雇用することを前提として金額を算出している。

* 地域公共交通事業費における自動運転バスの実証実験に関する国への補助申請額及び採択予定時期について

合計3億円を申請しており、本年7月頃に採択される見込みである。

* 国の採択後の実証実験開始時期及び車両の導入予定について

詳細なスケジュールは未定であるが、昨年度と同様に年末から年初の開始を想定しており、車両は従来活用していた中型バスに加え、新たに大型バス1台をリースで導入する予定である。

* 大型バスで想定している走行ルートについて

車両の大きさを踏まえ、走行ルートは大師橋駅から天空橋駅を結ぶ羽田連絡線を想定している。

* 実証実験終了後の本格運行への移行について

令和6年度に引き続き、令和7年度はレベル2の自動運転の実証実験を実施する予定である。運転手の不足を補うための目標は、車両内に運転手ではなく、監視員を配置して運行を可能とするレベル4であり、その実現には引き続き実験や検証が必要であることから、本格移行までには時間を要すると認識している。

* 福祉人材確保支援事業費における事業者に対する今後の説明会の開催などの対応について

現時点では、補助金の活用を希望する事業所は対象となる市内約400事業所のうち39事業所にとどまっており、補助制度に関する事業者への周知をメールや市のホームページで行う予定である。今後、希望事業所が増加した場合について、原則は補正予算の範囲内での執行となるが、国の制度設計の趣旨等を踏まえ、柔軟に対応していきたい。

* 補助期間終了後における継続した人材雇用に関する促進の支援について

補助期間は3か月に限定されているが、制度の趣旨としては補助期間終了後の継続的な正規雇用を支援することが目的である。制度の詳細は今後決定していくが、国や他の自治体の動向を踏まえ、効果的な制度を構築していく予定である。

*** マイナンバーカード更新の急増への対応に伴う経費の国費による対応状況について**

市内5か所への交付窓口の設置については、全額国費である。今後の需要予測等に関し国費の導入が不透明な委託事業があり、その点について約1,000万円の市費を予算計上しているが、その他の費用の約20数億円は全額国費で予算計上している。

*** 事業局の対応の遅れ及び区役所現場の意見集約の不備等に対する議会の意見に関する庁内共有について**

事業局からの補正予算の要求に対して、財政局職員も現地調査を通じて状況を把握し対応したところであり、現地調査の重要性について再認識した。議会から指摘があった意見について、各局間との情報を共有し、今後の補正予算においても対応していきたい。

《意見》

* 柿生学園の指定管理には様々な課題があると認識しており、引継ぎ経費に係る部分のみに関しては賛成しがたいところであるが、全体としては必要な補正予算となっているため本議案には賛成する。

* 自動運転バスの実証実験の開始に際しては、丁寧な対応をしてほしい。

* マイナンバーカードの更新対応については、国の事業により窓口が混雑し区役所職員は対応に苦慮している。全額国費での対応とすべきであることから、国に対して要望してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第113号 川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決